

事 務 連 絡
令和6年11月18日

日本行政書士会連合会
関 東 地 方 協 議 会
国際業務連絡会 幹事 各位

日本行政書士会連合会
関 東 地 方 協 議 会
国際業務連絡会
代表幹事 服 部 成 二

東京出入国在留管理局からの依頼について（周知依頼）

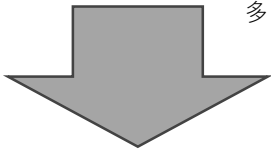
標記の件につきまして、東京出入国在留管理局から別紙の内容の依頼がありましたので、各単位会において国際業務を扱う会員に向けご周知くださいますようお願い致します。

【連絡先】 日行連関東地方協議会
(当番会 群馬県行政書士会 渡辺)
住 所：群馬県前橋市日吉町 1-8-1
e-mail: office@gunma-gyosei.jp
T E L : 027-234-3677 F A X : 027-233-2943

在留資格「特定技能」に係る申請を 予定されている関係者の皆様へ

**2025 年 1 月以降、窓口の混雑や審査結果の
通知が大幅に遅くなる**ことが予想されます。

※2022年3月の新型コロナウイルス感染症の感染拡大による入国制限緩和に伴い新規入国した多くの技能実習生が、技能実習2号を修了することに伴うものです。



以下の点に注意して、申請をお願いします。

必要書類がそろっているか、必ず御確認ください。
書類に不足があると、審査が遅延します。

※提出資料の御確認は[こちら](#)から



オンライン申請をぜひ御活用ください。

- ・オンライン上で**審査状況を確認**できます。窓口申請の場合、個別の申請に関するお問合せにはお答えできません。
- ・オンラインで申請を行えば、**在留資格認定証明書を電子メールで受け取る**ことができます。（海外に住む外国人本人に転送が可能であり、その後の手続を速やかに行うことが可能です）

※オンライン申請に関する御案内は[こちら](#)から



**在留期間中に受入れ機関の書類を準備できない場合は、
「特定活動（特定技能1号への移行を希望する場合）」への在留資格変更許可申請を行ってください。**

※特定活動の申請に関する御案内は[こちら](#)から

